

相 続 手 続 き の 手 引 き

# 相続



## 相続と終活の相談室

運営：行政書士 オフィスなかいえ

業務時間：平日 8：30～18：00

土 8：30～15：00

0120-47-3307

千葉県印西市中央北 1-3-3 CNCビル 1階  
なかいえよしひろ

行政書士 中家好洋

各位

**相続と終活の相談室** 運営：行政書士 オフィスなかいえ  
行政書士 中家好洋

**「行政書士は頼れる街の法律家」です**

相続とは、亡くなった方の財産を相続人に配分する手続きです。遺言書があればその通りに配分すればよいのですが、遺言書がなければ、相続人全員の話し合いが必要となります。そこで、決まったことを文書にしたのが遺産分割協議書です。全員が署名して実印を押さなければなりません。つまり、全員の合意が必要なのです。私達行政書士は、全員の合意した遺産分割協議で決まったことを文書にするわけですが、ともすると合意していない事項を書いてしまうことがないでしょうか？つまり、一部の相続人の言う通りに書いてはいないでしょうか？それは、我々の役割ではないはずです。

私達専門家に相続を頼まれるとき、依頼料金の差に驚くことがあると思います。いくつか例をあげて説明いたします。

- ① 相続人調査なし・相続財産調査なし  
依頼者に対して**助言なし**  
依頼者（1名）の要望通り、依頼者から聞いた話通りの協議書を書いて依頼者に渡す。  
ネット検索して、一番安いところ等へ依頼する方法で、依頼者と受託者が会うことなく終了する。
- ② 相続人調査あり・相続財産調査あり  
依頼者に対して**助言なし**  
依頼者（1名）の要望通りの協議書を作成して依頼者に渡す。
- ③ 相続人調査あり・相続財産調査あり  
依頼者に対して**助言あり**  
依頼者（1名）と分割内容を検討して協議書を作成し、**依頼者に渡す**。  
各種名義変更（預貯金・株式・自動車等）を加える行政書士もいます。

- ④ 相続人調査あり・相続財産調査あり  
**相続人全員に対して助言あり（依頼者は相続人全員）**  
依頼者と（1名）分割内容を検討して協議書（案）を作成し、行政書士事務所から他の相続人に郵送し説明する。

- ⑤ 相続人調査あり・相続財産調査あり  
依頼者（1人）に対して助言あり/**依頼者以外の相続人を説得（弁護士のみ）**

依頼者と（1名）分割内容を検討して協議書（案）を作成し、事務所から他の相続人に郵送し説明する。

以上、代表的な6つのケースを記載しました。どれも相続とうたっていますが、どこまでやってくれるのか、依頼者は心配です。それを料金だけで選んでしまうと、大変なことになります。最近多くの事務所で行っているのが、**相続パック**というもので、①もしくは②と相続登記を結び付けたものです。低単価で行っています。

行政書士は、公平中立な立場で手助けすることを目的としているので、依頼者は相続人全員とし、相続人全員の考えを聞くべきだと思っており、④で行うべきだと思っています。でも現状は、③ではないでしょうか。

私達行政書士は、紛争予防のために契約書（遺産分割協議書等）を作成する専門家です。相続人同士の話し合い、意思決定はあくまで当事者自身です。行政書士は公正な立場で、当事者の話し合いが紛争に発展しないように助言、調整を行い（説得はしない）、その結果を合意文書（遺産分割協議書）にするのです。各種名義変更（預貯金、株式、自動車等）を加えることを基本行っています。

## 目次

被相続人の死亡 .....	4
相続順位と法定相続 .....	6
相続人調査と相続人の確定 .....	7
戸籍収集の基礎知識 .....	9
戸籍謄本の具体的な取得方法 .....	10
相続財産調査 .....	11
相続財産調査の目的 .....	12
相続財産調査の方法 .....	13
相続方法の決定 .....	14
遺産分割協議 .....	16
遺留分 .....	18
相続税の基礎控除 .....	20

## 【被相続人の死亡】

相続は、人が亡くなったときから始まります。

届出義務者が、死亡の事実を知った日から原則 7 日以内に、死亡者の本拠地、届出人の所在地、死亡地の市区町村に死亡届を提出しなければなりません。

手続きは下記の通りです。

### 【死亡の届出】

作成書類 死亡届・死体火埋葬に許可

添付書類 死亡診断書（死体検案書）

届出時期 死亡の事実を知った日から 7 日以内（原則）

届出者

- ・同居の親族
- ・その他の同居者
- ・家主、地主または家屋もしくは土地の管理人
- ・同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人および任意後見受任者

届出先 死亡者の本籍地または届出人の所在地もしくは死亡地

### 【解説】

相続は、被相続人が亡くなったときから始まります。

相続人が行方不明でない限り、昔と違って被相続人の死は瞬時に伝わるでしょう。

ですから、ご家族の方は、最短の日取りで葬儀等を決めてしまいます。

また、まだ葬儀が終わっていないのに、相続の手続きに来られる方もいらっしゃるほどです。

自宅でご家族が急変した場合、状況により、連絡先が 119 番か 110 番に分かれます。これは落ち着いて判断ください。

自宅で急変した場合、大きく分けて 2 通りのケースがあります。

一つは、病気などの自宅療養中に容体が急に悪化する場合。この場合は、主治医に至急の連絡を入れて、来てもらえるように依頼を出します。

心臓や血管の急変の場合は、動かすことでさらに悪化することもあるので、どのように対処するかを、医師の指示をあおぎます。医師の診断後、死亡が確認された場合は、「死亡診断書」を書いてもらいます。

もう一つの場合は、療養等でない方が急変した場合です。

高齢者の場合、入浴中や就寝中の急変はよくあります。119 番に連絡して、指示に従いましょう。心臓発作など組成の可能性がある場合は、救急車で病院に搬送されます。

転倒や転落などの事故死や変死が疑われた場合は、警察による現場検証と検視が必要になりますので、自然死と確認されるまで、遺体を動かしてはいけません。そのように、法律で定められています。

警察が死亡原因の特定をするため、(事故死の場合は) **行政解剖**や(犯罪や事件の可能性がある場合は) **司法解剖**を行うこともあります。この場合は、遺体が自宅に戻るのにすこし時間がかかります。

日本の法律では、主治医による「**死亡診断書**」または警察による「**死体検案書**」の交付がないと、火葬や納骨などの手続きが行えません。

病院であれば臨終時に立ち会った医師に書いてもらえますが、自宅で死亡した際には医師に来てもらわなければならないため、その分手間がかかります。

医師がいない場合、死亡診断書を発行できないので、死亡診断書と同じ内容の「死体検案書」を交付できる警察署に連絡することになります。

警察が来るとまず**事件性が疑われて**、遺族に対する事情聴取と現場検証が行われます。しかし、心配する必要はありません。監察医や検察官が検視をして特に事件性がないと判断されれば、すぐに死体検案書を発行してもらえます。

自宅で亡くなったら、次の2点に注意が必要です。

- あわてて救急車を呼ばない

ご家族が自宅で亡くなった場合、どこに連絡すればいいのかわからなくて、つい救急車に連絡してしまうケースもあるかもしれません。蘇生する可能性があれば、病院へ搬送してもらうことも可能です。しかし、明らかに死亡している状態では、救急隊員は警察を呼んですぐに帰ってしまいます。なぜなら、基本的に救急車は遺体搬送をできないからです。救急車を呼んだら、警察が来ることになります。

- 遺体を動かさない

警察が介入する場合は、亡くなった人の状態をそのままにしておく必要があります。例えば、お風呂場で裸の状態で亡くなっていたとしても、警察が来る前に服を着せてはいけません。身内であっても勝手に遺体を動かすと、警察から事情を聴取されることになります。死体検案書が作成されるまでは、触りたくない気持ちをぐっとこらえましょう。

病院や施設で亡くなった場合は、そこには担当医がいるので、死亡診断書が書かれます。

そこで、何もわからず葬儀社リストを見せてもらい、連絡して遺体を引き取り、死亡診断書を市役所に提出します。その時に、葬儀社の方が、最低限の手続き(死亡届提出)をやってもらうこともあるでしょう。

## 【相続順位と法定相続】 誰がどれだけ相続できるのか

相続することができる人は、民法で定められていて、それを**法定相続人**といいます。

法定相続人がどのような割合で相続できるかも定められており、これを**法定相続分**といいます。

### 【解説】

相続順位と法定相続分についてみてみましょう

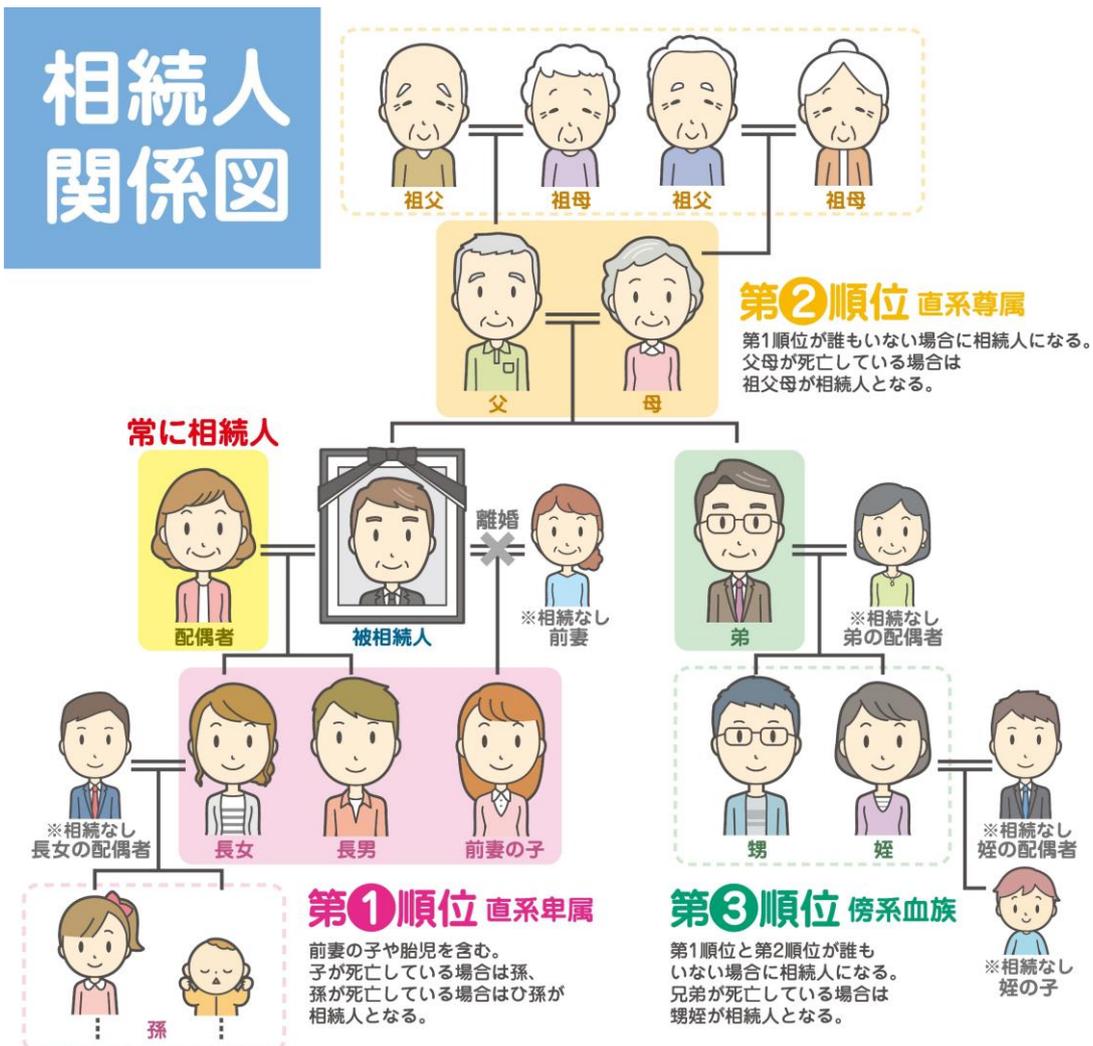
ある人が亡くなった場合、配偶者がいれば**配偶者は必ず相続人**になります。

- ・第1順位の相続人は直系の卑属（子）になります。子が死亡している場合は、その子（孫）が第1順位の相続人となります。

ここで注意しなくてはならないのが、子の配偶者は相続人ではありません。気を付けてください。

- ・亡くなった方に子がいなかった場合、つまり第1順位の相続人がいなかった場合、第2順位の相続人に行きます。直系の尊属（父、母）です。父母が2人とも死亡している場合、おじいちゃん、おばあちゃんです。

- ・直系尊属がない場合、第3順位の相続人として兄弟姉妹になります。兄弟姉妹が亡くなっている場合、その子が第3順位の相続人になります。



**法定相続分**とは、相続人間の公平を図る理念の下、法定された割合のことです。

・**相続人が、配偶者とその子の場合**

配偶者：1/2

子：1/2（子が2人いる場合2人で1/2、つまりそれぞれ1/4）

※子は養子であっても、認知された被嫡出子（婚外子）であっても、相続分は同じです。すでに子が死亡していても、孫がいれば孫に、というように後の世代の直系卑属が相続人となります。

・**相続人が配偶者と父母の場合**

配偶者：2/3

父母：1/3（父母が2人ともいる場合2人で1/3、つまりそれぞれ1/6）

・**相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合**

配偶者：3/4

兄弟姉妹：1/4（兄弟姉妹が2人いる場合2人で1/4、つまりそれぞれ1/8）

## 【相続人調査と相続人の確定】

### 【解説】

遺言書がなければ、相続人の調査から行います。

依頼者から、「相続人は分かるから」と言われる方がいますが、戸籍謄本、原戸籍謄本等を通じて間違いなく相続人であることの証明が出来なくては、金融機関でも預金の引き下ろしが出来ませんし、法務局における相続登記もできません。

そのため、弊所では法務局における「**法定相続情報証明制度**」を利用しています。

法務局に相続人が誰であることを証明してもらいます。銀行や市役所に行くと、この「法定相続情報証明制度」の利用案内が見られます。

相続人調査というのは、遺産分割や遺産の名義変更等各種手続きをしていくうえで、「相続人は誰なのか」を調べ、相続人を確定することです。

**相続人が誰か**ということは、最初にやらなければなりません。誰が相続人かわからずに他の作業を先に行くと、後から相続人が違っていたとなると、すべてを最初からやり直さなければならないことも発生します。最初にお話したとおり、誰が相続人であるかは、大抵把握していると思います。しかし、金融機関や法務局はそれを知りません。**金融機関**や**法務局**の手続きで誰が相続人であるかを**客観的に証明**しなければなりません。

また、被相続人に認知した子がいた場合や、孫や甥姪と養子縁組をしていたという場合、相続人が父母の兄弟姉妹の内容を**把握できない**こともあります。特に離婚を経験している方の相続人は要注意です。

上記2点により、相続人調査は重要になります。

### 本来の相続人がそろっていない場合

相続が開始されると、相続財産は相続人全員の共有の財産となり、遺産分割をする場合、相続人全員の同意が必要となります。

もし、本来の相続人が全員そろっていない状態で遺産分割協議をしてしまったら、その遺産分割協議は無効であり、遺産分割協議をやり直さなくてはなりません。

### 相続人調査が難しい理由

相続人調査を行うにあたっては、戸籍謄本を読み解くことが必要です。

しかし、この戸籍が非常に難しい場合があります。

①戸籍にはその形式とその記載方法の違いがあり、それを理解する必要があります。

戸籍の形式は、「現在のコンピューター化された現行戸籍」、「昭和 23 年式現行戸籍」、「大正 4 年式戸籍」、「明治 3 1 年式戸籍」「明治 1 9 年式戸籍」といったものに分けられており、それぞれ記載内容と記載方法が違います。

②上記の明治と大正のものは、手書きで書かれており、字の上手い下手があり、まったく読めないといった場合が多いでしょう。

③戸籍の種類の違いを理解する必要があります

戸籍の種類は、「現在戸籍」「原戸籍」「除籍」の 3 種類があります。

**現在戸籍**・・・現在の戸籍に在籍してる人がいて、使用中の戸籍です。

**原戸籍（はらこせき・げんこせき）・改正原戸籍**・・・戸籍は法律の改正で様式などが変わることがあり、新しい戸籍に代わるまで使われていた古い戸籍のことを原戸籍といいます。（げんこせき）でも（はらこせき）でもどちらでもいいのですが、市役所では「はらこせき」と呼んでいます。

**除籍**・・・戸籍に記載されている人が全員、死亡や結婚、本籍地の転籍などで、その戸籍に誰もいなくなった戸籍のことを言います。

相続において必要になるのは、「謄本」です。「抄本」との区別も記載しておきます。

①**戸籍謄本**・・・戸籍に記載されている全員の身分事項を写したものです。「謄」とは「原本をそのまま書き写す」の意味です。戸籍の原本をすべてコピーするものです。

②**戸籍抄本**・・・戸籍に記載されている一部の人の情報です。「抄」とは、「ぬき書きしたもの」の意味で、戸籍に記載されている人の 1 人の部分をコピーするものです。

③**戸籍の附票**・・・本籍地の市町村において戸籍の原本と一緒に保管している書類で、その戸籍が作られてから（またはその戸籍に入籍してから）現在に至るまで（またはその戸籍から除籍されるまで）の住所が記録されています。

戸籍には、既に存在しない地名が出てくるとも珍しくありません。その地名をインターネットで調べて、どこの管轄市町村かを調べ、出生の事実がかかっている戸籍にたどり着くまで収集を続けます。

## 【戸籍収集の基礎知識】

相続人を確定するためには、まずは被相続人の出生時から死亡に至るまでの連続した戸籍謄本・除籍謄本・改正原戸籍謄本をそろえることが必要になります。（実際には、死亡時から順番に出生時までの戸籍をそろえるのですが）

相続人調査で必要になる戸籍の範囲ですが、

**相続人が被相続人の配偶者と子の場合、**

①被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本

②相続人全員の現在戸籍謄本

です。

被相続人に子があり、その子が先に死亡して（同時死亡も含む）代襲相続の場合は、

①被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本

②代襲相続人全員の現在戸籍謄本

被相続人に相続人となる子がなく、直系相続（実の親や祖父母など）もなくなっている場合は、被相続人の兄弟姉妹が相続人になります。

被相続人の直系尊属が亡くなっていることは、被相続人の直系尊属の死亡の事実がわかる戸籍謄本を取り寄せれば確認できます。

被相続人と相続人の関係は、「被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本」でも確認できますが、異父母の兄弟姉妹がないとも限りません。そこで、

③被相続人の両親の出生から死亡までの連続した戸籍謄本

も必要になります。

このように、兄弟姉妹が相続する場合は、少なくとも被相続人、被相続人の父と母も3人分の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要になります。この場合、大量な戸籍謄本を取るようになります。



**被相続人の戸籍は  
生まれてから死亡  
まで**

## 【戸籍謄本の具体的な取得方法】

戸籍謄本を取得するためには、本籍地のある市区町村での手続きが必要でした。

実際に市区町村へ出向いて取得する方法と、郵送による申請での取得がありましたが、R6年3月1日から、**戸籍の広域取得の制度が利用でき、一カ所で全てを取得することができるようになりました。**

戸籍謄本を請求することができるのは、原則としてその戸籍の構成員や直系親族の方に限られており（運転免許証など、身分証明書のコピーが必要）、親戚等の代理人が請求する場合は委任状が必要です。申請書には請求者の氏名を自書し、印鑑を押す必要があります。

**行政書士**は職権で委任状なしで戸籍謄本等を取り寄せることができます。

しかし、上記の広域取得制度は使えません。

### 「出生から死亡までの連続した戸籍」の取得方法

「出生から死亡までの連続した戸籍謄本」を集めるのは、意外と難しい手続きです。

- ①死亡時の戸籍謄本（除籍謄本）を取得する
- ②①の戸籍の中から「1つ前の本籍地」が記載された個所を見つける
- ③見つけた「1つ前の本籍地」の戸籍謄本を取得する

この②と③を繰り返すのですが、その時に、「1つ前の戸籍謄本」をコピーして「1つ前の本籍地」が書かれた箇所にマーカー等でしるしをつけて一緒に送ります。

そして連続した戸籍で気を付けなくてはいけないのが、その戸籍の日にちに空白がないかをチェックすることです。

### 戦争や災害により戸籍が消滅している場合

戦争や災害で戸籍が消滅していることもあります。

その場合は、市町村役場で「焼失証明書」（役所により呼び方が異なります）といった書類を発行してくれます。

この焼失証明書には、焼失した原因や日時等が書かれていますが、本来必要な内容について、記載はありません。これでは、法務局の方ではだれが相続人かが判断できないので、上申書の提出を求めてくる場合があります。

## 【相続財産調査】

- ①不動産の所持がおおむねわかっているときは、その不動産の所在市町村の名寄帳で調べることができます。また、固定資産評価証明書でもわかります。
- ②預貯金に関しては、カードや通帳及び郵便物で口座をしらべます。最近はインターネットバンキング等ネットで管理されている場合もありますので、注意が必要です。
- ③休眠口座の場合、郵便物がないので、古いキャッシュカードはや古い通帳を頼りに調べます。

### 【解説】

「親と財産の話をしたことがなく、相続財産がどれほどあるのかわからない。」

「兄弟で仲が悪く、亡くなった両親と同居していた兄が預金通帳を持っているはずだが、持っていないと言っている。」

「相続人の一人が葬儀のことや香典のことを取り仕切って、どのような状況かわからない。」  
等々、皆さん不満や不安をお持ちです。

最初の面談の時に、亡くなった方の財産内容を聞かれる事務所がほとんどです。それはそれで、間違っ  
てはいません。しかし、夫婦であっても、親子であっても、実際には知らないことが多くあるのです。

弊所はそれを理解していますので、財産内容の提出は必須項目ではないとしています。

その後のお話の時に聞いた内容で、相続財産を調査していきます。

但し、探偵のように何も無いところから、財産を見つけることはできません。銀行からの通知や、市区町  
村役場からの納税通知書等を提出していただければ、それをもとに探すことが出来ます。以上のご協力を  
宜しくお願いいたします。

最初はどこから手を付けたらいいのかわからない状況です。わからなくて当然です。そういった時は、私たち**行政書士**にご相談ください。**遺産分割協議**に向けての**財産調査**やその**財産目録の作成**を仕事としていきますので、是非とも私たち「**相続と終活の相談室**」運営：行政書士 オフィスなかいえへご相談ください。



**相続財産調査とは**、どのような財産をどれだけ（現金がいくら、有価証券がいくら、不動産がいくら、負債がいくら）持っていたのかを調べることです。

## 【相続財産調査の目的】

相続財産調査の主な目的は、

- ①相続をするのかしないのかを判断するため
- ②権利があるのかないのかを判断するため
- ③遺産分割協議のため
- ④相続税を払う必要があるのか、ないのかを判断するため（相続税申告のため・・・これは税理士で行う調査です）

### ①相続をするのかしないのか

相続をするとプラス財産だけではなく、負債等のマイナス財産も相続することになります。プラス財産よりもマイナス財産の方が大きい場合、相続人は自分の財産で、負債を弁済していくことになります。

相続人は、必ず相続しなければならないわけではありません。相続を放棄することもできるのです。

そのための判断をするために、相続財産を調査する必要があるのです。

### ②権利があるのかないのかを判断するため

財産＝もの、だけではありません。

各種権利も財産になります。

その権利を行使することができるのか、できないのかを判断するために、調査する必要があるのです。

### ③遺産分割協議のため

どのように遺産を分割するかを決めるための協議を遺産分割協議といいます。遺産がどれだけあるかを知らないと、分けることができないので、そのためにも、相続財産調査は必要です。

### ④相続税を払う必要があるのか、ないのかを判断するため

相続税は必ず払わなければならないというわけではありません。

相続税には基礎控除があります。

**基礎控除額 = 3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数**

この金額以内であれば、課税されません。

ですから、相続財産をしらべて、この金額以内であれば、相続税を払わなくてもいいのです。それを知るためにも、相続財産調査は必要になります。

## 【相続財産調査の方法】

相続財産で大きなウエイトを占めるのは、自宅等の不動産と預貯金・有価証券等の金融資産です。不動産に関しては、所有しない場合もありますが、預貯金口座は基本持っていると思います。ですから、一般には相続財産調査というのは、不動産調査と金融資産調査ということになります。相続人調査と並行して、金融資産調査を始めます。預金通帳と郵便物から銀行、証券会社等がわかります。固定資産税の支払いから、どこの市町村に不動産を持っているかがわかります。

銀行の預貯金に関しては、ネット化されているものもあり、通帳やキャッシュカードがないものもありますので、注意が必要です。メール等が見れるのであれば、メール等で確認が必要となります。

不動産に関しては、固定資産税の通知書に、どの市町村の不動産かがわかりますから、その市町村で**名寄帳**を取得します。名寄帳にはその市町村の課税不動産の全てが書かれていますので、不動産調査方法としてはとても便利です。

ただし、この名寄帳には課税対象不動産しかのらないため、非課税の不動産（典型は公衆用道路）はのっていません。もし被相続人の不動産の前に私道部分がある場合、公図も取り寄せて、その私道についての登記簿謄本も取得するようにしてください。



## 【相続方法の決定】（単純証人・相続放棄・限定承認）

- ①相続方法には、**単純承認・相続放棄・限定承認**があります。
- ②**単純承認**とは、すべての相続財産と債務を無条件・無制限に引き継ぐ方法をいいます。
- ③**相続放棄**とは、相続人が被相続人の財産や借金を「引き継がない」と申請することをいいます。
- ④**限定承認**とは、相続財産全体ではマイナスの財産の方が多いが、どうしても相続したいプラスの財産がある場合に行われる相続方法です。

### 【解説】

**相続方法の決定**は、相続するのか、しないのかを決めることです。

財産調査をもとにプラスの財産とマイナスの財産を確認して、相続開始（被相続人が亡くなったと同時に相続は開始されます）から3ヶ月以内に相続方法の決定を行う必要があります。この期限を過ぎますと、単純相続をしたこととなります。

### 単純承認とは

すべての相続財産と債務を無条件・無制限に引き継ぐ方法をいいます。

相続開始を知った日から、3ヶ月以内の熟慮期間に限定承認の手続きしなかったときは、自動的に単純承認をしたこととなります。

自動的に単純承認をしたことになるケースとしては、

- ・相続人が相続財産の全部または一部を処分した
- ・相続人が相続開始を知った日から3ヶ月以内に限定承認または放棄をしなかった
- ・相続財産の全部または一部を隠匿し、私的にこれらを消費した。または故意にこれらを財産目録に記載しなかった（相続人が限定承認または放棄をした後でも適用されます）

このようなことがあった場合、たとえ本人に相続する意思がなくても単純承認をしたこととなります。

### 相続放棄とは

「財産を継ぐ」ということには、良いことばかりではなく、時には不都合になることがあります。それを「引き継がない」と裁判所に申請することもできます。

たとえば被相続人が多大な**借金**を残してしまった場合。相続の結果、その借金を受け継ぐことになってしまうこともあります。

しかし、相続人が被相続人の財産や借金を「引き継がない」と申請することができます。これを「**相続放棄**」といいます。



## 限定承認とは

**限定承認**は、相続財産全体ではマイナスの財産の方が多いが、どうしても相続したいプラスの財産がある場合に行われる相続方法です。

具体的には、「相続財産にプラスの財産とマイナスの財産があり、プラスの財産の限度においてマイナスの財産も相続し、それ以上のマイナスの財産を相続しない」ということになります。

ですから、個人商店などの事業を営んでいた方の相続など、プラスの財産とマイナスの財産が複雑に入り組んでどちらが多いかわからない場合などにも適した方法です。

ただし、限定承認をするには、いくつかの条件があります。

ひとつは、相続人が相続開始を知った日から3ヶ月以内に、家庭裁判所に限定承認の申立をしなければならないことがあります。もし3ヶ月を超えてしまった場合、自動的に単純承認をしたこととなります。単純承認をすると、基本的にプラス・マイナス両方の財産をすべて相続することになります。

また複数の相続人がいる場合は、相続人全員が一致して限定承認を行わなければなりません。

なお、相続開始を知った日から3ヶ月経ってしまっても、条件によっては相続放棄できる場合があります。



## 【遺産分割協議書】

亡くなった方が遺言書を書いていなければ、相続をするには、遺産分割協議が必要であり、それを文書化したものが、遺産分割協議書です。ただし、相続人が1人の場合は必要ありません。

### 【ポイント】

- ①相続財産を分けるには、**遺産分割協議**というものを開く必要があります。
- ②遺産分割協議は**相続人全員での協議**によって決めることが前提です。
- ③遺産分割には、**現物分割、代償分割、換価分割、共有分割**という4つの方法があります。
- ④相続人に未成年者がいる場合、不在者がいる場合、認知症等判断能力がない人がいる場合には注意が必要です。

### 【解説】

財産調査に基づいて財産目録を作成したら、遺産分割協議を行います。遺産分割（財産の分け方）は、**相続人全員での協議**によって決めることが前提です。

相続が開始されると、すべての相続財産は相続人全員の共有となり、共有の相続財産を分けていく手続きが遺産分割です。

遺産分割には、①**現物分割**、②**代償分割**、③**換価分割**、④**共有分割**という4つの方法があります。

①の**現物分割**とは、相続人どうしで相続する金額や割合などを定めて、遺産そのものを分割する方法です。主な遺産が持ち家だけという場合は簡単に分けることが出来ません。

そこで、相続分に応じて持ち家を相続人の共有にすることがあります。しかし、共有となると建替えや売却を検討するときにも、共有者全員の同意が必要となります。この、共有分は他人に譲渡できるし、債権者が差し押えをすることもできるので、トラブルのもとになりかねません。

②の**代償分割**とは、相続人の1人が遺産を取得して、その代償として他の相続人に金銭などを支払う方法です。

③の**換価分割**とは、相続した遺産を金銭に変えて（換価）、その金銭を分割する方法です。代償分割するための資金がない場合、持ち家を誰も相続したくない場合、納税のための資金を現金で確保したい場合などに検討されています。

ただし、持ち家を売却するための手間と費用がかかり、売却益があれば譲渡所得税と住民税の課税対象になる点には注意が必要です。

④の**共有分割**とは、遺産を特定の相続人に単独で取得させず、相続人間の共有とする方法です。

例えば、被相続人が耕作していた農地を、相続人が共同で耕作するような場合や賃貸物件があり、その物件を売らずに家賃を将来にわたって得たい場合です。

さて、ここで協議がまとまったら、**遺産分割協議書**を作成します。

この遺産分割協議書は、専門知識を持った行政書士に依頼ください。「**相続と終活の相談室**」が預金や相続登記の円滑な名義変更を実現させます。

### 未成年者がいる場合の遺産分割

未成年者は、相続人であっても遺産分割協議に参加できません。その場合、

- ①未成年者が**成年になるまで待つ**て、遺産分割協議を行う
- ②未成年者の**代理人を立て**、代理人が遺産分割協議をする  
が考えられます。

通常、未成年者の代理人は親ですが、その親と未成年者が揃って相続人になるような場合は、その親は代理人となって遺産分割協議をすることはできません。親の利益と未成年者の利益が相反することになるからで、法律で禁止されています。

また、未成年者の子供だけが相続人になる場合でも、複数の子供の代理人に一人の親がなることも禁止されています。

その場合は、特別代理人を選任する申し立てを、家庭裁判所に行います。

### 不在者がいる場合の遺産分割

相続人の中に行方不明者がいる場合は、

- ①不在者の**失踪宣告**をする
- ②**不在者の財産管理人**を選任する  
のどちらかを選ぶことになります。

#### ①不在者の失踪宣告をする

失踪宣告をすることによって、行方不明の相続人は死亡したものとみなされますので、相続財産の名義変更等遺産分割手続きが出来るようになります。

但し、失踪宣告をしても行方不明者の相続分が消えてしまうわけではありません。本人が後日出てきたときは、相続分を請求することが出来ます。

#### ②不在者の財産管理人を選任する

家庭裁判所に不在者財産管理人の選任してもらいます。不在者財産管理人は、不在者の財産を管理し、不在者の代わりに遺産分割協議に参加することになります。

### 認知症の方がいる場合の遺産分割

相続人の中に認知症等で判断能力が十分でない方がいる場合、そのままでは遺産分割協議はできません。遺産分割協議書に印鑑を押させるような行為をした場合は無効となります。

相続手続きは、相続人全員が遺産分割に同意しなければなりません。したがって、意思能力が困難な方がいる場合は、それに代わって遺産分割協議に参加する代理人が必要になります。それが後見人です。

後見人は、家庭裁判所に成年後見人の選任の申し立てをしなければなりません。

後見人が選任されて、後見人を含めた遺産分割協議を行います。

## 【遺留分】

### 【ポイント】

遺言書は亡くなった方の強力な意思のメッセージです。

しかし、残された遺族の生活保護も守らなければなりません。それで**遺留分**です。

例え遺言書に書かれていなくても、最低限相続できる割合のことです。

### 【解説】

被相続人（財産を残す人）が遺言書を書いていて、そこに特定の人に財産のすべてを残すと書いていた場合、被相続人の書いていることは尊重しなければなりません。他の法定相続人（相続をする権利がある人）にも相続を受ける権利があります。（遺留分）

法定相続人	法定相続分	遺留分
妻	1/2	1/4
子	1/2	1/4
妻 父母	1/2	2/6 1/6
妻	1/2	1/2
兄弟姉妹	1/2	なし
妻のみ	1/1	1/2
子のみ	1/1	1/2
父母のみ	1/1	1/3
兄弟姉妹のみ	1/1	なし

遺留分とは、法定相続人（**兄弟姉妹以外**）に認められた最低限の遺産取得分のことです。遺言よりも優先されます。例えば、「すべての財産を〇〇に相続させる」という遺言があっても、配偶者及びご子息はある割合の遺産をもらう権利を持っています。

法定相続人が遺留分減殺請求をすれば法定相続分の 1/2 を請求することができます（法定相続人が父母だけの場合は 1/3）。これが遺留分です。ただし、**遺留分は請求しなければ認められません**。当然にもらえるものだと思っても、請求しなければなにも起こりません。

例えば、法定相続人が配偶者 A と子供 B と C がいたとして、遺言書に財産のすべてを子供の B に残すと書かれていた場合、その財産を当てにしていた他の法定相続人は納得がいきません。そこで、その法定相続人に法定相続の一定割合を取得しうる権利（遺留分権）が認められているのです。

その遺留分の割合は、「直系尊属（実の父母）のみが法定相続人になる場合には、3 分の 1、それ以外の場合には 2 分の 1」（民法 1028 条）と決められています。

つまり、上記の場合、配偶者は  $1/2 \times 1/2 = 1/4$ 、子供 C は  $1/4 \times 1/2 = 1/8$  を請求することができるのです。

### 遺留分制度（2019年7月1日施行）の変更

遺留分を請求された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する**金銭の請求**をすることが出来るようになります。しかし、遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することが出来るとは限りません。その場合、裁判所に対し、**支払期限の猶予**を求めることが出来ます。



## 【相続税の基礎控除】

### 【ポイント】

相続税の申告は、相続により取得した財産の課税価格の合計額が基礎控除額を超える場合において、納付すべき税額がある場合に、当該相続により財産を取得した人及び相続時精算課税適用者が申告する必要があります。

### 【解説】

#### ◆相続税を支払う者

相続税は「相続」、「遺贈」、「死因贈与」により被相続人の遺産を取得した者が支払うことになります。ただし、すべての相続について相続税が課税されるものではなく、相続財産の課税価格の合計額が**基礎控除額**を超えない場合には相続税は発生しません。

#### ◆相続税の申告が必要な者

相続税は「相続」、「遺贈」、「死因贈与」により被相続人の財産を取得した者で、納付すべき相続税額があるものについては、相続税の申告が必要になります。

ただし、「小規模宅地等の特例」の適用を受けることによって課税価格の合計額が相続財産に係る基礎控除額以下になる場合や「配偶者の税額軽減」の特例の適用を受けた上で納付税額が0円になる場合は、相続税はかかりませんが、相続税申告書の提出は必要になりますので注意が必要です。

相続税には**基礎控除**があります。

**基礎控除額 = 3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数**

この金額以内であれば、課税されません。

#### 生命保険の非課税枠

生命保険には非課税枠があります。

**生命保険の非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数**

※ただし、**保険料負担者 ≠ 被保険者**で、死亡保険受取人が相続人だった場合であって、保険負担者 ≠ 亡くなった方の場合、非課税枠は使えません。

例をあげると、夫婦2人が保険に入っていて互いに相手の受取人になっていた場合で、旦那さんが奥さんの保険料を払っていて、その奥さんが亡くなった場合、非課税枠は使えません。これは旦那さんの一時所得になります。また、保険受取人が別の方であれば、旦那さんからその方への贈与になります。